

求人票

法人名	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
募集する職種	千葉市子どもナビゲーター
募集人員	1名
就労形態	非常勤嘱託員
就労の場所	千葉市生活自立・仕事相談センター中央 (千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる15階)
業務内容・募集要件等	別紙のとおり
始業・終業の時刻、休憩時間、所定労働時間外労働の有無に関する事項	<p>1. 始業・終業の時刻等 8時30分～17時30分 ※1週間の所定労働時間 40時間</p> <p>2. 休憩時間 60分</p> <p>3. 所定労働時間外 有</p>
休日及び勤務日	<p>定休日：毎週土・日曜日、国民の祝日</p> <p>勤務日：毎週月～金曜日</p> <p>ただし、所属長は、これらの日以外に勤務させる必要がある場合には、本人と協議のうえ勤務日を変更することができる</p>
休暇	<p>1. 年次有給休暇： 6か月継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合 10日</p> <p>2. その他の休暇：忌引休暇、介護休暇など 有</p> <p>3. 年末年始 12/29～1/3</p>
賃金	<p>1. 基本賃金：月給 268,000円 月平均労働日数 21.6日</p> <p>2. 諸手当 通勤手当（実費：上限 55,000円）</p> <p>3. 賃金締切日 毎月末日</p> <p>4. 賃金支払日 每月 21日（当月払い）</p> <p>5. 賃金の支払方法 指定口座に振込</p> <p>6. 昇給 無</p> <p>7. 賞与 無</p> <p>8. 退職金 無</p>
退職に関する事項	<p>1. 定年制 無</p> <p>2. 自己都合退職の手続 退職する30日前までに届け出ること</p> <p>3. 解雇の事由及び手続 重大な法令違反、当法人に重大な損害を与えた時就業規則に基づき事情を聴取した上で決定</p>
その他	<p>1. 社会保険の加入 有</p> <p>2. 雇用保険の加入 有</p>

別紙

業務内容	<p>・千葉市が民間団体に委託して実施している新しい支援職（子どもナビゲーター）です。（2018年1月～稻毛区で開始、2019年度～中央区で開始予定）</p> <p>・当事業は、主に生活困窮世帯の子どもと保護者に対して生活習慣の改善を働き掛けることにより、将来的に子どもを自立させ貧困の連鎖を断ち切ることを目的としております。</p> <p>◎主な業務</p> <p>（1）家庭訪問を主軸とした各ケースの実情把握業務</p> <p>（2）各ケースの課題評価、支援計画の策定業務</p> <p>（3）各ケースへの相談・支援及び生活習慣改善指導業務</p> <p>（4）各支援制度及び支援団体との連絡調整・会議の開催業務等</p> <p>・パソコンはワード・エクセルを使用します。</p>
応募資格	<p>1. 子どもや家庭への対人援助や相談支援に豊富な経験がある方</p> <p>2. 普通自動車免許（AT限定可）が必須</p> <p>3. パソコン基本操作（ワード・エクセルを使って定型フォームの入力や簡単な表の作成ができること）</p> <p>4. 社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士資格等があれば尚可</p> <p>※ただし資格手当はございません</p>
応募方法	予めお電話の上、履歴書（写真貼付）を下記応募先に郵送または持参
応募先	<p>〒260-8511 千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる15階 千葉市社会福祉協議会中央区事務所 担当：井崎 電話番号：043-221-2177</p>
その他	令和元年（2019年）6月以降勤務（勤務開始日は要相談）